



令和 3 年第 3 回箕面市議会定例会議案  
(追加第 1 号)

報告第 2 6 号	令和 2 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	4
報告第 2 7 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	5
第 7 5 号議案	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件	7
第 7 6 号議案	労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員の公務災害等に伴う 休業補償等に関する条例改正の件	9
第 7 7 号議案	箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例改正の件	11
第 7 8 号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	13
第 7 9 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	18
第 8 0 号議案	箕面市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定の件	20
第 8 1 号議案	令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 6 号）	23
第 8 2 号議案	令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 7 号）	31
第 8 3 号議案	令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 8 号）	38
第 8 4 号議案	令和 3 年度箕面市特別会計財産区事業費補正予算（第 1 号）	55

第 8 5 号議案	令和 3 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）	62
第 8 6 号議案	令和 3 年度箕面市競艇事業会計補正予算（第 1 号）	70
第 8 7 号議案	箕面市副市長の選任について同意を求める件	75
第 8 8 号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	77
第 8 9 号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	79

報告第 26 号

令和 2 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔

別添のとおり

報告第 27 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 2 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和 3 年 6 月 15 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和 2 年 11 月 3 日 午後 2 時 52 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市小野原西五丁目 1780 番地先 市道小野原 7 号線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 個人 2 名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が歩行者専用道路上に設置された健康遊具で遊んでいたところ、遊具の手すりが外れて転倒し、後頭部に裂傷を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、8,104 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和 3 年 6 月 15 日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和3年6月25日専決）

- (1) 事故発生日時 令和3年2月20日 午後0時55分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜ヶ丘二丁目157番15地先 市道中央線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（総務部総務課 ██████████ 運転）が、上記日時・場所において信号待ちをしていたところ、ブレーキペダルから足が離れて前進してしまったため、前方に停車していた相手方が運転する自動車に接触し、相手方に外傷性頸部症候群等を負わせたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、567,112円とし、市は、既に治療費として支払った236,012円を除く331,100円を相手方に支払う。
- (6) 和解年月日 令和3年6月25日

## 第 7 5 号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件  
次のとおり和解する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

### 1 和解の相手方

箕面市在住の個人

### 2 事故の概要

令和 3 年 2 月 2 0 日午後 0 時 5 5 分頃、本市の公用車（総務部総務課 ██████████ 運転）が、箕面市桜ヶ丘二丁目 1 5 7 番 1 5 地先市道中央線路上において信号待ちをしていたところ、ブレーキペダルから足が離れて前進してしまったため、前方に停車していた自動車に接触し、同車両の助手席に乗車していた相手方に外傷性頸部症候群等を負わせたものである。

### 3 和解の内容

本件事故による相手方の損害額は、1, 0 2 6, 8 0 4 円とし、市は、既に治療費として支払った 4 3 3, 4 0 4 円を除く 5 9 3, 4 0 0 円を相手方に支払う。

(提案理由)

交通事故に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。



第七十六号議案

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例改正の件

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員の公務災害

等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例（平成九年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条第一項第二号」を「第七条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生する公務災害及び通勤災害に対する休業補償及び休業援護金について適用し、同日前に発生した公務災害及び通勤災害に対する休業補償及び休業援護金については、なお従前の例による。

(提案理由)

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第七十七号議案

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
報の提供に関する条例改正の件

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情  
報の提供に関する条例の一部を改正する条例

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報報の提供に関する条例  
(平成二十七年箕面市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第七十八号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五条」を「第二百二十五条―第二百二十七条」に、「第二十六条」を「第二百二十八条」に改める。

第六条第二項から第五項までを削る。

第四十条第二項を削る。

第四十四条第一項第三号中「この号」の下に「及び第四項第一号」を加え、同条第四項第一号中「第二十四条第三項」の下に「（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第五項中「のものに限る。」の下に「又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業所」という。）」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第六十一条第一項中「第三号において」を「以下この条において」に改め、「次に掲げる事項」の下に「（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小

規模保育事業者」という。)にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項(」を加え、司項第三号中「この号」の下に「及び第四項第一号」を加え、同条第五項中「のものに限る。)」の下に「又は国家戦略特別区域小規模保育事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第七十三条第六号中「利用定員」の下に「(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)」を加える。

第七十八条第二項中「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)」を「特区法」に改める。

第二百二十六条を第二百二十八条とする。

第二百二十五条を第二百二十七条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

(電磁的記録等)

第二百二十五条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提

出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ

り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する  
ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの  
記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければ  
ならない。

4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しよう  
とするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認  
定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示  
し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用する  
もの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保  
育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提  
供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者  
に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしては  
ならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定に  
よる承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同  
意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交  
付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条にお  
いて「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第  
四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」  
とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは  
「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関す



る事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第四項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第二百二十六条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第七十九号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十七の項」を「別表百二十六の項」に改め、同条第二項中「別表三十の項」を「別表二十九の項」に改め、同条第三項中「別表七十三の項から八十八の項まで」を「別表七十二の項から八十七の項まで」に改める。

別表中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から五十五の項までを一項ずつ繰り上げ、同表五十六の項中「五十八の項、六十の項、六十一の項、六十三の項及び六十四の項」を「五十七の項、五十九の項、六十の項、六十二の項及び六十三の項」に改め、同項を同表五十五の項とし、同表中五十七の項を五十六の項とし、五十八の項を五十七の項とし、同表五十九の項中「六十四の項」を「六十三の項」に改め、同項を同表五十八の項とし、同表中六十の項を五十九の項とし、同表六十一の項中「六十四の項、六十九の項及び七十の項」を「六十三の項、六十八の項及び六十九の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中六十二の項を六十一の項とし、六十三の項から七十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表八十の項中「八十六の項」を「八十五の項」に改め、同項を同表七十

九の項とし、同表中八十一の項を八十の項とし、八十二の項を八十一の項とし、八十三の項を八十二の項とし、同表八十四の項中「八十の項」を「七十九の項」に改め、同項を同表八十三の項とし、同表八十五の項中「八十一の項」を「八十の項」に、「八十三の項」を「八十二の項」に改め、同項を同表八十四の項とし、同表中八十六の項を八十五の項とし、八十七の項から百四十九の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表備考第三号中「二十八の項」を「二十七の項」に改め、同表備考第四号中「三十二の項から三十四の項まで」を「三十一の項から三十三の項まで」に改め、同表備考第五号中「四十七の項、百二十六の項、百三十七の項、百四十七の項及び百四十八の項」を「四十六の項、百二十五の項、百三十六の項、百四十六の項及び百四十七の項」に改め、同表備考第六号中「七十三の項から八十八の項まで」を「七十二の項から八十七の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十七の項」を「百二十六の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正により個人番号カードの再交付手数料の徴収主体が変更となることに伴い、市の手数料を廃止するため、本条例を改正するものである。

第八十号議案

箕面市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定の件

箕面市予防接種健康被害調査委員会設置条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市予防接種健康被害調査委員会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき市が実施する予防接種による健康被害について、市長の指示により医学的見地から調査し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員十名以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 医師

二 関係行政機関の職員

三 市の職員

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第六条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第七条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

- 第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

- 第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

- 第十一条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長及び副委員長が不在の場合における委員会の会議の招集は、第七条第一項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表中二十七の項を削り、二十八の項を二十七の項とし、二十九の項から三十四の項までを一項ずつ繰り上げ、三十五の項の前に次のように加える。

三十四	予防接種健康被害調査委員会	委員	日額	一〇、八〇〇円
-----	---------------	----	----	---------

(提案理由)

予防接種法に基づき市が実施する予防接種による健康被害について、医学的見地から調査し、その結果を報告する委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

第 8 1 号議案

令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 302,871 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 66,397,525 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国 庫 支 出 金		16,218,970	290,768	16,509,738
	2 国 庫 補 助 金	1,319,707	290,768	1,610,475
16 府 支 出 金		6,136,949	12,103	6,149,052
	3 府 委 託 金	100,304	12,103	112,407
歳 入 合 計		66,094,654	302,871	66,397,525

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛 生 費		4,233,358	302,871	4,536,229
	1 保 健 衛 生 費	2,094,302	302,871	2,397,173
歳 出 合 計		66,094,654	302,871	66,397,525



令和 3 年度  
(2021 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 6 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,859,000	0	22,859,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,370,000	0	2,370,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0	60,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	447,470	0	447,470
11 地 方 交 付 税	1,100,000	0	1,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,018,309	0	1,018,309
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,842	0	647,842
15 国 庫 支 出 金	16,218,970	290,768	16,509,738
16 府 支 出 金	6,136,949	12,103	6,149,052
17 財 産 収 入	340,241	0	340,241
18 寄 附 金	1,001	0	1,001
19 繰 入 金	5,084,676	0	5,084,676
20 繰 越 金	67,493	0	67,493
21 諸 収 入	2,911,103	0	2,911,103
22 市 債	6,172,400	0	6,172,400
歳 入 合 計	66,094,634	302,871	66,397,525

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	429,754	0	429,754
2 総務費	5,947,104	0	5,947,104
3 民生費	23,307,702	0	23,307,702
4 衛生費	4,233,358	302,871	4,536,229
5 労働費	64,199	0	64,199
6 農林水産業費	143,154	0	143,154
7 商工費	245,894	0	245,894
8 土木費	14,607,493	0	14,607,493
9 消防費	1,645,210	0	1,645,210
10 教育費	8,176,363	0	8,176,363
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424
13 諸支出金	4,237,999	0	4,237,999
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	66,094,654	302,871	66,397,525

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
302,871	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
302,871	0	0	0

2 歳 入

(決) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
15	国庫支出金	千円 16,218,970	千円 290,768	千円 13,509,738
	2 国庫補助金	千円 1,610,475	千円 290,768	千円 1,610,475
	3 衛生費国庫補助金	千円 700,390	千円 290,768	千円 991,167
16	府支出金	千円 6,136,949	千円 12,103	千円 6,149,052
	3 府委託金	千円 112,407	千円 12,103	千円 112,407
	6 衛生費府委託金	千円 26,472	千円 12,103	千円 26,472

節		金額	説明
区 分	金額		
	千円		千円
1	保健衛生費補助金	290,768	4 感染症対策事業費補助金 補正後 988,363,000円－補正前 697,595,000円 290,768
1	保健衛生費委託金	12,103	1 PCR検査センター運営事業委託会 補正後 26,472,000円－補正前 14,369,000円 12,103

(決) 16 府支出金

(項) 3 府委託金

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款 項 目	千円	千円	千円	千円
4 衛 生 費	1,233,358	302,871	4,536,229	国庫支出金 290,768 府支出金 12,103
1 保 健 衛 生 費	2,094,302	302,871	2,397,173	国庫支出金 290,768 府支出金 12,103
1 保 健 衛 生 総 務 費	325,061	12,103	337,164	府支出金 12,103
2 予 防 費	1,573,759	290,768	1,864,527	国庫支出金 290,768

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
1 報 酬	902	51 PCR検査センター運営事業【地域保健室】 12,103
3 職 員 手 当 等	169	1 報 酬 902
8 旅 費	129	5 会計年度任用職員報酬 902 事務補助員
10 需 用 費	227	3 職員手当等 169
11 役 務 費	18	9 時間外及び休日勤務手当 169
12 委 託 料	10,658	8 旅 費 129
1 報 酬	20,554	1 費用弁償 129
3 職 員 手 当 等	5,665	10 需 用 費 227
4 共 済 費	180	1 消耗品費 227
7 報 償 費	18,000	11 役 務 費 18
8 旅 費	390	1 通信運搬費 18
10 需 用 費	4,561	12 委 託 料 10,658
11 役 務 費	3,300	1 委 託 料 10,658
12 委 託 料	228,618	場内整理誘導業務委託他 10,658
13 使用料及び賃借料	9,500	1 報 酬 20,554
		52 新型コロナウイルスワクチン接種事業【地域保健室】 290,768
		1 報 酬 20,554
		5 会計年度任用職員報酬 20,554
		事務補助員他 20,554
		3 職員手当等 5,665
		9 時間外及び休日勤務手当 5,665
		4 共 済 費 180
		7 社会保険料 180
		7 報 償 費 18,000
		1 報 償 金 18,000
		応接区謝礼 18,000
		8 旅 費 390
		1 費用弁償 390
		10 需 用 費 4,561
		1 消耗品費 1,550
		2 燃料費 11
		4 印刷製本費 3,000
		予防接種予診票他 3,000
		11 役 務 費 3,300
		1 通信運搬費 3,300
		12 委 託 料 228,618
		1 委 託 料 228,618
		予防接種委託他 228,618
		13 使用料及び賃借料 9,500
		1 使 用 料 9,500

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(860) 1,044	887,936	3,972,677	3,560,650
補正前	(860) 1,044	866,480	3,972,677	3,554,816
比 較		21,456		5,834

  

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	101,439	331,988
	補 正 前	101,439	331,988
	比 較		

  

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	63,223	1,768,032
	補 正 前	63,223	1,768,032
	比 較		

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職 員 手 当	5,834	1	その他の増加分 5,834

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
8,421,263	1,596,693	10,017,956	
8,393,973	1,596,513	9,990,486	
27,290	180	27,470	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
531,241	83,356	2,330	273,848
531,241	83,356	2,330	274,014
			5,834

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
396,354	2,839
396,354	2,839

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 5,834 千円

第 8 2 号議案

令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,723 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 66,407,248 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		16,509,738	9,723	16,519,461
	2 国庫補助金	1,610,475	9,723	1,620,198
歳 入 合 計		66,397,525	9,723	66,407,248

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		23,307,702	3,039	23,310,741
	2 児童福祉費	10,547,463	3,039	10,550,502
10 教育費		8,176,363	6,684	8,183,047
	1 教育総務費	2,082,488	6,684	2,089,172
歳 出 合 計		66,397,525	9,723	66,407,248



令和 3 年度  
(2021 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 7 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,859,000	0	22,859,000
2 地 方 課 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,370,000	0	2,370,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0	60,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	447,470	0	447,470
11 地 方 交 付 税	1,100,000	0	1,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,018,309	0	1,018,309
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,842	0	647,842
15 国 庫 支 出 金	16,509,738	9,723	16,519,461
16 府 支 出 金	6,149,052	0	6,149,052
17 財 産 収 入	340,241	0	340,241
18 寄 附 金	1,001	0	1,001
19 繰 入 金	5,084,676	0	5,084,676
20 繰 越 金	67,493	0	67,493
21 諸 収 入	2,911,103	0	2,911,103
22 市 債	6,172,400	0	6,172,400
歳 入 合 計	66,397,525	9,723	66,407,248

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	429,754	0	429,754
2 経務費	5,947,104	0	5,947,104
3 民生費	23,307,702	3,039	23,310,741
4 衛生費	4,536,229	0	4,536,229
5 労働費	64,199	0	64,199
6 農林水産業費	143,154	0	143,154
7 商工費	245,894	0	245,894
8 土木費	14,607,493	0	14,607,493
9 消防費	1,645,210	0	1,645,210
10 災害費	8,176,363	6,684	8,183,047
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424
13 諸支出金	4,237,999	0	4,237,999
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	66,397,525	9,723	66,407,248

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
3,039	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
6,684	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
9,723	0	0	0

2 歳 人

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
15	国庫支出金	16,509,735	9,723	16,519,458
	2 国庫補助金	1,610,175	9,723	1,620,198
	2 民生費国庫補助金	525,119	9,723	534,842

節		金額	説 明
区 分		千円	千円
2	児童福祉費補助金	9,723	12 支援対象児童見守り強化事業費補助金 9,723×10/10=9,723

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
3	民 生 費	23,307,702	3,039	23,310,741	国庫支出金 3,039
	2 児 童 福 祉 費	10,547,463	3,039	10,550,502	国庫支出金 3,039
	1 児 童 福 祉 総 務 費	4,038,308	3,039	4,041,347	国庫支出金 3,039
10	教 育 費	8,176,363	6,684	8,183,047	国庫支出金 6,684
	1 教 育 総 務 費	2,082,456	6,684	2,089,172	国庫支出金 6,684
	4 教 育 指 導 費	5,999,544	6,684	6,006,228	国庫支出金 6,684

節		金 額 千円	説 明 千円
区 分	金 額		
12	委 託 料	3,039	57 支援対象児童見守り強化事業【児童相談支援センター】 3,039 12 委 託 料 3,039 1 委 託 料 3,039 子ども見守り訪問事業委託 3,039
12	委 託 料	6,684	60 学力保障・学習支援事業（臨時）【放課後子ども支援室】 6,684 12 委 託 料 6,684 4 委 託 料 6,684 学習支援学生サポーター派遣業務委託 6,684

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

第 8 3 号議案

令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,468,335 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 68,875,583 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 地方特別交付金		447,470	17,457	464,927
	1 地方特別交付金	158,000	17,457	175,457
15 国庫支出金		16,519,461	165,414	16,684,875
	1 国庫補助金	1,620,198	73,933	1,694,131
	4 国庫交付金	6,458,258	91,481	6,549,739
16 府支出金		6,149,052	20,226	6,169,278
	2 府補助金	2,255,999	4,850	2,260,849
	4 府交付金	574,063	15,376	589,439
18 寄附金		1,001	28,159	29,160
	1 寄附金	1,001	28,159	29,160
19 繰入金		5,084,676	62,241	5,146,917
	1 基金繰入金	5,084,676	62,241	5,146,917
20 繰越金		67,493	117,336	184,829
	1 繰越金	67,493	117,336	184,829
21 諸収入		2,911,103	2,003,302	4,914,405
	4 収益事業収入	1,500,000	2,000,000	3,500,000
	5 雑収入	1,124,887	3,302	1,128,189
22 市債		6,172,400	54,200	6,226,600
	1 市債	6,172,400	54,200	6,226,600
歳入合計		66,407,248	2,468,335	68,875,583

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,947,104	47,817	5,994,921
	1 総務管理費	4,932,730	47,817	4,980,547
3 民生費		23,310,741	45,160	23,355,901
	1 社会福祉費	5,581,098	3,850	5,584,948
	2 児童福祉費	10,550,502	41,310	10,591,812
4 衛生費		4,536,229	9,386	4,545,615
	3 市民医療総合施設 対策費	183,621	9,386	193,007
6 農林水産業費		143,154	54,842	197,996
	1 農業費	133,201	54,842	188,043
8 土木費		14,607,493	30,000	14,637,493
	4 都市計画費	12,250,765	30,000	12,280,765
10 教育費		8,183,047	155,484	8,338,531
	1 教育総務費	2,089,172	27,582	2,116,754
	3 中学校費	1,628,954	317	1,629,271
	5 社会教育費	874,606	127,585	1,002,191
13 諸支出金		4,237,999	2,125,646	6,363,645
	1 諸費	750	101,068	101,818
	2 基金費	1,507,249	2,024,578	3,531,827
歳出合計		66,407,248	2,468,335	68,875,583

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ごみ収集業			令和3年度から令和8年度	2,316,322千円



第 3 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
公園改修 事業	補正前	千円 13,500	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	37,500	同 上	同上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
水防整備 事業	補正前								
	補正後	30,200	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和 3 年度

(2021 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,859,000	0	22,859,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,370,000	0	2,370,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0	60,000
9 コルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	447,470	17,457	464,927
11 地 方 交 付 税	1,100,000	0	1,100,000
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,018,309	0	1,018,309
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,842	0	647,842
15 国 庫 支 出 金	16,519,461	165,414	16,684,875
16 府 支 出 金	6,149,052	20,226	6,169,278
17 財 産 収 入	340,241	0	340,241
18 寄 附 金	1,001	28,159	29,160
19 繰 入 金	5,084,676	62,241	5,146,917
20 繰 越 金	67,493	117,336	184,829
21 諸 収 入	2,911,103	2,003,302	4,914,405
22 市 債	6,172,400	54,200	6,226,600
歳 入 合 計	66,407,248	2,468,335	68,875,583

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	429,754	0	429,754
2 経務費	5,947,104	47,817	5,994,921
3 民生費	23,310,741	45,160	23,355,901
4 衛生費	4,536,229	9,386	4,545,615
5 労働費	64,199	0	64,199
6 農林水産業費	143,154	54,842	197,996
7 商工費	245,894	0	245,894
8 土木費	14,607,493	30,000	14,637,493
9 消防費	1,645,210	0	1,645,210
10 教育費	8,183,047	155,484	8,338,531
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424
13 繰出金	4,237,999	2,125,646	6,363,645
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	66,407,248	2,468,335	68,875,583

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	30,200	1,800	15,817
44,700	0	0	460
0	0	0	9,386
0	0	0	0
0	0	54,842	0
0	0	0	0
0	24,000	0	6,000
0	0	0	0
140,940	0	317	14,227
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	2,024,636	101,010
0	0	0	0
185,640	54,200	2,031,595	146,900

2 費 入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目	補正前の額	補正額	計
項 目	千円	千円	千円
10 地 方 特 例 交 付 金	147,170	17,457	464,927
1 地 方 特 例 交 付 金	155,000	17,457	175,457
1 地 方 特 例 交 付 金	155,000	17,457	175,457
15 国 庫 支 出 金	16,549,461	165,414	16,684,875
2 国 庫 補 助 金	1,620,195	73,933	1,694,131
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	534,542	10,150	544,992
6 教 育 費 国 庫 補 助 金	29,267	63,783	93,050
4 国 庫 交 付 金	6,458,258	91,481	6,549,739
1 総 務 費 国 庫 交 付 金	384,984	76,105	461,089
2 民 生 費 国 庫 交 付 金	155,783	15,376	171,159
16 府 支 出 金	6,149,052	20,226	6,169,278
2 府 補 助 金	2,255,999	4,850	2,260,849
2 民 生 費 府 補 助 金	395,413	3,850	399,263
7 教 育 費 府 補 助 金	13,561	1,000	14,561
4 府 交 付 金	574,063	15,376	589,439
2 民 生 費 府 交 付 金	307,155	15,376	322,534
18 寄 附 金	1,001	28,159	29,160
1 寄 附 金	1,001	28,159	29,160
1 ふ る さ と 寄 附 金	1,001	28,159	29,160
19 繰 入 金	5,084,676	62,241	5,146,917
1 基 金 繰 入 金	5,084,676	62,241	5,146,917
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	423,406	7,399	430,805
1 み どり 推 進 基 金 繰 入 金	46,000	54,842	100,842

総 額		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 地 方 特 例 交 付 金	17,457	1 減収補てん特例交付金	17,457
		補正後 175,457,000円－補正前 155,000,000円	
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	10,150	9 保育対策総合支援事業費補助金	10,150
		補正後 17,561,000円－補正前 37,411,000円	
4 社 会 教 育 費 補 助 金	63,783	2 文化芸術振興費補助金	63,783
		127,566 × 1/2 = 63,783	
1 総 務 管 理 費 交 付 金	76,105	1 地方創生臨時交付金	76,105
		補正後 453,488,000円－補正前 377,383,000円	
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	15,376	5 子ども・子育て支援交付金	15,376
		補正後 158,421,000円－補正前 143,045,000円	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	3,850	5 介護施設等整備事業費補助金	3,850
		3,850 × 10/10 = 3,850	
1 教 育 総 務 費 補 助 金	1,000	1 教育支援体制整備事業費補助金	1,000
		2,000 × 1/2 = 1,000	
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	15,376	3 子ども・子育て支援交付金	15,376
		補正後 158,421,000円－補正前 143,045,000円	
1 ふ る さ と 寄 附 金	28,159	1 ふるさと寄附金	28,159
		補正後 29,160,000円－補正前 1,001,000円	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	7,399	1 財政調整基金繰入金	7,399
		補正後 430,405,000円－補正前 423,006,000円	
1 み どり 推 進 基 金 繰 入 金	54,842	1 みどり推進基金繰入金	54,842
		補正後 144,842,000円－補正前 89,000,000円	

(款) 19 費入金

(項) 1 基金繰入金

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項	科 目		補正前の額	補正額	計
	目				
20	繰	越 金	千円 67,493	千円 117,336	千円 184,429
	1	繰 越 金	67,493	117,336	184,429
		1 前年度繰越金	67,493	117,336	184,429
2	諸	取 入	2,911,103	2,003,302	9,914,405
	4	取 益 事 業 取 入	1,500,000	2,000,000	3,500,000
		1 競艇事業収入	1,500,000	2,000,000	3,500,000
	5	雑 入	1,124,887	3,302	1,128,189
		3 雑 入	1,124,740	1,858	318,618
		1 過年度収入	0	1,444	1,444
2	市	債	6,172,300	51,200	6,226,600
	1	市 債	6,172,300	51,200	6,226,600
		1 市 本 債	4,168,100	24,000	4,192,100
		6 総 務 債	0	30,200	30,200

区 分	節		説 明
	金 額		
	千円		千円
1	前年度繰越金	117,336	1 前年度繰越金 補正後 184,829,000円—補正前 67,493,000円
1	競艇事業収入	2,000,000	1 競艇事業会計繰入金 補正後 3,500,000,000円—補正前 1,500,000,000円
2	雑 入	1,858	60 地域密着型サービス拠点整備費補助金返還金 58 62 自治総合センターコミュニティ助成金 1,800
1	過年度収入	1,411	1 過年度収入 令和2年度生活保護費府費負担金
2	都市計画事業債	21,000	10 公園改修事業債 補正後 37,500,000円—補正前 13,500,000円
1	総務管理事業債	30,200	1 水防整備事業債 30,200

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

(項) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科目		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項				千円	千円
2	総務費	5,947,104	17,817	5,964,921	諸収入 市債 一般財源	1,800 30,200 15,817
	1 総務管理費	4,932,730	47,817	4,980,547	諸収入 市債 一般財源	1,800 30,200 15,817
	1 一般管理費	2,754,236	15,072	2,769,308	一般財源	15,072
	14 自治振興費	32,475	652	33,127	一般財源	652
	15 防災対策費	47,058	32,093	79,151	諸収入 市債 一般財源	1,800 30,200 93
5	民生費	23,310,741	45,160	23,355,901	国庫支出金 府支出金 一般財源	33,667 11,033 460
	1 社会福祉費	5,551,098	3,850	5,584,948	府支出金	3,850
	7 老人福祉費	162,257	3,850	166,107	府支出金	3,850
	2 児童福祉費	10,550,502	41,310	10,591,812	国庫支出金 府支出金 一般財源	33,667 7,183 460
	1 児童福祉総務費	4,041,347	41,310	4,082,657	国庫支出金 府支出金	33,667 7,183

区分		金額 千円	説明 千円	
区	分		千円	千円
22	償還金利息及び割引料	15,000	64	市税過年度還付事務事業【税務課】
			22	償還金利息及び割引料
			1	償還金
				市税過年度還付金
				15,000
27	繰出金	72	66	特別会計財産区事業費繰出金(臨時)【地域活性化室】
			27	繰出金
			4	特別会計財産区事業費繰出金
				72
18	負担金補助及び交付金	652	51	地域集会施設整備補助事業【市民サービス政策室】
			18	負担金補助及び交付金
			2	補助金
				地域集会施設整備費補助金
				652
14	工事請負費	30,293	53	地域防災力向上事業(臨時)【市民安全政策室】
			17	備品購入費
			1	庁用器具費
				地区防災委員会訓練用
				1,800
17	備品購入費	1,500	62	水防整備事業【水防・土砂災害対策推進室】
			14	工事請負費
			1	工事請負費
				水防施設改修工事
				30,293
				10,293
18	負担金補助及び交付金	3,850	55	地域密着型サービス拠点整備費補助事業【広域福祉課】
			18	負担金補助及び交付金
			2	補助金
				地域密着型サービス拠点整備費補助金
				1,210
			56	介護施設等感染防止対策支援事業【高齢福祉室】
			18	負担金補助及び交付金
			2	補助金
				介護施設等コロナ対策支援事業費補助金
				2,640
1	報酬	369	54	新型コロナウイルス緊急対策事業(保育幼稚園利用)【保育幼稚園利用室】
				32,850

(款) 5 民生費  
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	修正前の額	修正額	計	修正額の財源内訳
			千円	千円	千円	千円
3	2	1 [児童福祉総務費]				一般財源 460
4		衛生費	4,536,229	9,386	4,545,615	一般財源 9,386
	3	市民医療総合施設対策費	183,621	9,386	193,007	一般財源 9,386
		2 病院事業費	63,621	9,386	73,007	一般財源 9,386

節		説明	金額
区分	金額		千円
8 旅費	59	18 負担金補助及び交付金	32,850
		2 補助金	32,850
		新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金	32,850
10 需用費	7,405	63 新型コロナウイルス緊急対策事業(子育て支援)【子育て支援室】	1,800
11 役務費	18	10 需用費	1,200
		1 消耗品費	1,200
13 使用料及び賃借料	9	18 負担金補助及び交付金	600
18 負担金補助及び交付金	33,450	2 補助金	600
		新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金	600
		64 新型コロナウイルス緊急対策事業(保育幼稚園総務)【保育幼稚園総務室】	6,200
		10 需用費	6,200
		1 消耗品費	6,200
		65 保育所民営化準備事業【保育幼稚園総務室】	460
		1 報酬	369
		3 非常勤職員報酬	369
		保育所民営化法人選定委員会委員	369
		8 旅費	59
		1 費用弁償	59
		10 需用費	5
		1 消耗品費	5
		11 役務費	18
		1 通信運搬費	18
		13 使用料及び賃借料	9
		1 使用料	9
		18 負担金補助及び交付金	9,386
		1 病院事業会計繰出事業(経常)【市立病院】	79
		18 負担金補助及び交付金	79
		1 負担金	79
		特別徴収対策企業債償還利子負担金	79
		50 病院事業会計繰出事業(臨時)【市立病院】	1,908
		18 負担金補助及び交付金	1,908
		2 補助金	1,908
		医療機器等購入補助金	1,908
		51 病院事業会計繰出事業(新型コロナウイルス市緊急支援分)【市立病院】	7,399

(款) 4 衛生費  
(項) 3 市民医療総合施設対策費



(2) 1 前年費

(項) 3 市民児童総合施設対策費

目			補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳	
大	項	目				千円	千円
4	3	2〔病院事業費〕					
6		農林水産業費	149,154	54,842	197,996	繰入金	54,842
	1	農業費	133,201	54,842	188,043	繰入金	54,842
		4 農地費	42,178	54,842	97,020	繰入金	54,842
8		土木費	14,607,493	30,000	14,637,493	市債 一般財源	24,000 6,000
	4	都市計画費	12,250,765	30,000	12,280,765	市債 一般財源	24,000 6,000
		2 公園維持費	249,307	30,000	279,307	市債 一般財源	24,000 6,000
10		教育費	8,183,047	155,184	8,338,531	国庫支出金 府支出金 県府金 一般財源	131,747 9,193 317 14,327
	1	教育総務費	2,489,172	27,582	2,516,754	国庫支出金 府支出金 一般財源	16,923 9,193 1,166
		6 放課後等 児童対策費	61,162	27,582	88,744	国庫支出金 府支出金 一般財源	16,923 9,193 1,166
	3	中学校費	1,628,951	317	1,629,271	高附金	317
		1 学校管理費	459,143	317	459,460	高附金	317

種		説明	千円
区	分		
		18 負担金補助及び交付金	7,399
		2 補助金	7,399
		新型コロナウイルス市緊急支援事業費補助金	7,399
14	工事請負費	50 農地施設補修及び改修事業【公園緑地室】	54,842
		14 工事請負費	54,842
		1 工事請負費	54,842
		さく泉整備工事	54,842
14	工事請負費	51 公園リニューアル事業【公園緑地室】	30,000
		14 工事請負費	30,000
		1 工事請負費	30,000
		トイレ改修工事	30,000
10	需用費	52 新型コロナウイルス緊急対策事業（放課後子ども支援） 【放課後子ども支援室】	5,600
		10 需用費	5,600
		1 消耗品費	5,600
13	使用料及び 賃借料	53 学童保育システム導入事業【放課後子ども支援室】	21,982
17	備品購入費	12 委託料	16,676
		1 委託料	16,676
		システム設定委託	16,676
		13 使用料及び賃借料	4,620
		1 使用料	4,620
		17 備品購入費	686
		1 行用器具費	686
		学童保育システム用	686
10	需用費	53 中学校管理運営事業（臨時）【学校生活支援室】	317
		10 需用費	317
		1 消耗品費	50

(法) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

次期計画  
10 3 甲学校費

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
10	3	1 [学校管理費]					
		5 社会教育費	874,608	127,585	1,002,191	国庫支出金 114,824	一般財源 12,761
		1 社会教育総務費	433,652	127,585	561,237	国庫支出金 114,824	一般財源 12,761
13		諸 支 出 金	1,237,009	2,125,016	6,363,645	寄附金 24,578	諸収入 2,000,058
		1 諸 費	750	101,068	101,818	一般財源 101,010	諸収入 58
		2 諸 費	0	101,068	101,068	一般財源 101,010	諸収入 58

区分	金額	説 明	千円
		6 修繕料 機器修理	267
10 需用費	6,488	53 新型コロナウイルス緊急対策事業（文化国際） 【子ども未来創造局文化国際室】	127,585
12 委託料	5,784	10 需用費	6,488
		1 消耗品費	6,488
14 工事請負費	115,313	12 委託料	5,784
		1 委託料 実施設計委託	5,784
		14 工事請負費	115,313
		1 工事請負費 空調設備等改修工事	115,313
22 償還金・利子及び割引料	101,068	52 国庫補助金返還事業【地域保健室】	512
		22 償還金・利子及び割引料	512
		1 償還金 令和2年度感染症予防事業費等国庫補助金返還金	512
		53 国庫負担金等返還事業【障害福祉室】	9,628
		22 償還金・利子及び割引料	9,628
		1 償還金 令和2年度障害者自立支援給付費負担金返還金他	9,628
		54 国庫負担金等返還事業【生活介護室】	87,392
		22 償還金・利子及び割引料	87,392
		1 償還金 令和2年度生活保護費国庫負担金返還金他	87,392
		55 国庫交付金等返還事業【広域福祉課】	58
		22 償還金・利子及び割引料	58
		1 償還金 令和元年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金	58
		56 国庫補助金返還事業【高齢福祉室】	3,478
		22 償還金・利子及び割引料	3,478
		1 償還金	3,478

(次) 13 諸支出金  
(項) 1 諸費

(決) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

課	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
13	1	2 [諸費]					
		2 基金費	1,507,249	2,021,578	3,531,827	寄附金 諸収入	24,578 2,000,000
		1 財政調整基金費		5,644	5,644	寄附金	5,644
		7 未来子ども基金費		7,044	7,044	寄附金	7,044
		5 保健福祉総合推進基金費	1,001	919	1,920	寄附金	919
		10 市立病院医療体制整備基金費	1	3,286	3,287	寄附金	3,286
		12 みどり推進基金費	6,111	6,111	12,222	寄附金	6,111
		13 北大阪急行南北線延伸整備基金費	1,428,648	2,001,413	3,430,061	寄附金 諸収入	1,413 2,000,000
		14 あんしん消防救急基金費	30,001	161	30,162	寄附金	161

区	分	金額	説明	
			千円	千円
			令和2年度疾病子防対策事業費等補助金返還金	3,478
24	積立金	5,644	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】	5,644
			24 積立金	5,644
			2 財政調整基金積立金	5,644
24	積立金	7,044	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】	7,044
			24 積立金	7,044
			18 未来子ども基金積立金	7,044
24	積立金	919	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】	919
			24 積立金	919
			13 保健福祉総合推進基金積立金	919
24	積立金	3,286	50 市立病院医療体制整備基金積立事業【市立病院】	3,286
			24 積立金	3,286
			6 市立病院医療体制整備基金積立金	3,286
24	積立金	6,111	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】	6,111
			24 積立金	6,111
			22 みどり推進基金積立金	6,111
24	積立金	2,001,413	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】	2,001,413
			24 積立金	2,001,413
			14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	2,001,413
24	積立金	161	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】	161
			24 積立金	161
			20 あんしん消防救急基金積立金	161

(決) 13 諸支出金  
(項) 2 基金費

給 与 費

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	4		19,516 △.40
	議 員	23	170,286	74,924 △.40
	その他の 特別職	1,567	128,499	
	計	1,594	298,785	94,440
補正前	長 等	1		19,516 △.40
	議 員	23	170,286	74,924 △.40
	その他の 特別職	1,560	128,130	
	計	1,587	298,416	94,440
比 較	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職	7	369	
	計	7	369	

明 細 書

地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)	費		
			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
4,482	127	61,469	10,330	71,799	
		245,210	56,868	302,078	
		128,499	13,634	142,133	
4,482	127	435,178	80,832	516,010	
4,482	127	61,469	10,330	71,799	
		245,210	56,868	302,078	
		128,130	13,634	141,764	
4,482	127	434,809	80,832	515,641	
		369		369	
		369		369	

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 種	補 正 区 分	支 出 額 千円	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	全 額 千円
ごみ収集事業	補正前			
	補 正	2,316,322		
	補正後	2,316,322		

ものについての前年度末までの支出額  
関する調査

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	全 額 千円	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
令和3年度 (2021年度) か ら 令和8年度 (2026年度)	2,316,322				2,316,322
令和3年度 (2021年度) か ら 令和8年度 (2026年度)	2,316,322				2,316,322

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	26,481,781	38,601,729	(3,131,200) 4,822,400	1,267,166	45,288,163
	補 正			54,200		54,200
	補正後	26,481,781	38,601,729	(3,131,200) 4,876,600	1,267,166	45,342,363
(4) 公園・緑地	補正前	189,990	258,841	(88,300) 13,500	22,441	338,200
	補 正			24,000		24,000
	補正後	189,990	258,841	(88,300) 37,500	22,441	362,200
(12) その他	補正前	12,342,666	22,354,564	(2,696,100) 3,604,600	232,172	28,423,092
	補 正			30,200		30,200
	補正後	12,342,666	22,354,564	(2,696,100) 3,634,800	232,172	28,453,292
合 計	補正前	43,404,972	55,682,647	(3,131,200) 6,172,400	2,771,319	62,214,928
	補 正			54,200		54,200
	補正後	43,404,972	55,682,647	(3,131,200) 6,226,600	2,771,319	62,269,128

注) 当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 8 4 号議案

令和 3 年度箕面市特別会計財産区事業費補正予算（第 1 号）

令和 3 年度箕面市の特別会計財産区事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,851,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財 産 区 収 入		1,851,645	72	1,851,717
	1 財 産 区 収 入	1,473,401	72	1,473,473
歳 入 合 計		1,851,645	72	1,851,717

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 財 産 費		1,851,645	72	1,851,717
	1 財 産 費	1,473,401	72	1,473,473
歳 出 合 計		1,851,645	72	1,851,717



令和 3 年度  
(2021 年度)

箕面市特別会計財産区事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産区収入	1,851,645	72	1,851,717
歳入合計	1,851,645	72	1,851,717

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産費	1,851,645	72	1,851,717
歳出合計	1,851,645	72	1,851,717

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	72
0	0	0	72

2 歳 入

(決) 1 財産区収入

(項) 1 財産区収入

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
1	財産区収入	1,851,615	72	1,851,717
	1 財産区収入	1,473,401	72	1,473,473
	9 大字稲財産区収入	0	72	72

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
3 繰入金	72	1 一般会計繰入金 72

(決) 1 財産区収入

(項) 1 財産区収入

3 歳 出  
 (款) 1 財産費  
 (項) 1 財産費

目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
1	財 産 費	1,851,645	72	1,851,717	一般財源 72
1	財 産 費	1,473,473	72	1,473,473	一般財源 72
9	大字福財産区 財 産 費	0	72	72	一般財源 72

備 考		説 明
区 分	金 額	
21 補償補填 及び賠償金	72	11 大字福財産区事業【地域活性化室】 72
		21 補償補填及び賠償金 72
		3 賠償金 72
		建物損害賠償金 72

(款) 1 財産費  
 (項) 1 財産費

第85号議案

令和3年度箕面市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度箕面市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収			入	
第1款	病院事業収益	8,687,417千円	18,389千円	8,705,806千円
第2項	医業外収益	997,836千円	18,389千円	1,016,225千円
支			出	
第1款	病院事業費用	10,106,393千円	18,310千円	10,124,703千円
第1項	医業費用	9,852,667千円	18,310千円	9,870,977千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収			入	
第1款	資本的収入	310,815千円	1,908千円	312,723千円
第4項	負担金		1,908千円	1,908千円
支			出	
第1款	資本的支出	480,052千円	1,908千円	481,960千円
第1項	建設改良費	330,803千円	1,908千円	332,711千円

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	5,771,170千円	17,978千円	5,789,148千円
医業費用	5,757,178千円	17,978千円	5,775,156千円

令和3年9月3日提出

箕面市長 上 島 一 彦

# 予算に関する説明書

令和3年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第2号)

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	病院事業 収 益		千円 8,687,417	千円 18,389	千円 8,705,806	
		2 医業外収益	997,836	18,389	1,016,225	
		2 他会計負担金	52,246	7,478	59,724	
		4 府補助金	744,133	10,911	755,044	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	病院事業 費 用		千円 10,106,393	千円 18,310	千円 10,124,703	
		1 医業費用	9,852,667	18,310	9,870,977	
		1 給 与 費	5,757,178	17,978	5,775,156	
		3 経 費	1,646,247	332	1,646,579	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	資本的 収 入		千円 310,815	千円 1,908	千円 312,723	
		4 負担金		1,908	1,908	
		1 他会計負担金		1,908	1,908	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	資本的 支 出		千円 480,052	千円 1,908	千円 481,960	
		1 建設改良費	330,803	1,908	332,711	
		2 固定資産購入費	282,227	1,908	284,135	



令和3年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 1,418,976	79	△ 1,418,897
小計	△ 258,761	79	△ 258,682
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	△ 265,973	79	△ 265,894
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 330,803	△ 1,908	△ 332,711
一般会計からの繰入金による収入		1,908	1,908
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 304,788		△ 304,788
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	644,051		644,051
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	73,290	79	73,369
5. 資金期首残高	98,274	468,700	566,974
6. 資金期末残高	171,564	468,779	640,343

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)																												
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)																														
補正後	1	(180) 534	294,626	2,054,041	2,551,235	4,899,902	862,186	5,762,088																												
補正前	1	(180) 534	294,626	2,054,041	2,533,257	4,881,924	862,186	5,744,110																												
比 較					17,978	17,978		17,978																												
手当の内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶養手当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> <th>地域手当 (千円)</th> <th>通勤手当 (千円)</th> <th>特殊勤務 手 当 (千円)</th> <th>宿 日 直 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正後</td> <td>46,876</td> <td>94,620</td> <td>284,011</td> <td>43,567</td> <td>605,762</td> <td>11,176</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>46,876</td> <td>94,620</td> <td>284,011</td> <td>43,567</td> <td>587,784</td> <td>11,176</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17,978</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	扶養手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	補正後	46,876	94,620	284,011	43,567	605,762	11,176	補正前	46,876	94,620	284,011	43,567	587,784	11,176	比 較					17,978	
	区 分	扶養手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)																													
	補正後	46,876	94,620	284,011	43,567	605,762	11,176																													
	補正前	46,876	94,620	284,011	43,567	587,784	11,176																													
	比 較					17,978																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>夜間勤務 手 当 (千円)</th> <th>時間外及び 休日勤務手当 (千円)</th> <th>住居手当 (千円)</th> <th>期末勤勉 手 当 (千円)</th> <th>退 職 給 与 金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正後</td> <td>49,126</td> <td>240,760</td> <td>48,729</td> <td>976,566</td> <td>150,042</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>49,126</td> <td>240,760</td> <td>48,729</td> <td>976,566</td> <td>150,042</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	夜間勤務 手 当 (千円)	時間外及び 休日勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉 手 当 (千円)	退 職 給 与 金 (千円)	補正後	49,126	240,760	48,729	976,566	150,042	補正前	49,126	240,760	48,729	976,566	150,042	比 較									
	区 分	夜間勤務 手 当 (千円)	時間外及び 休日勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉 手 当 (千円)	退 職 給 与 金 (千円)																														
	補正後	49,126	240,760	48,729	976,566	150,042																														
	補正前	49,126	240,760	48,729	976,566	150,042																														
	比 較																																			

注1) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

注2) 法定福利費及び期末勤勉手当には、賞与引当金繰入額を含む。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (円)	増減事由別内訳 (円)	説明	備考
手当	17,978	1 その他の 増加分 17,978		特殊勤務手当 17,978 千円

# 預算參考資料

実施計画内訳書  
収益の収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業収益	8,687,417	18,389	8,705,806	
2 医業外収益	997,836	18,389	1,016,225	
2 他会計負担金	52,246	7,478	59,724	
一般会計負担金	52,246	7,478	59,724	企業債支払利息負担金 79 新規計上 新型コロナウイルス市緊急支援事業費負担金 12,395 7,399 増
4 府補助金	744,133	10,911	755,044	
府補助金	744,133	10,911	755,044	新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金 13,707 10,911 増

支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業費用	10,106,393	18,310	10,124,703	
1 医業費用	9,852,667	18,310	9,870,977	
1 給与費	5,757,178	17,978	5,775,156	
手当等	2,072,522	17,978	2,090,500	特殊勤務手当 605,762 17,978 増
3 経費	1,646,247	332	1,646,579	
報償費	182,895	332	183,227	救急当直応援医師謝礼 84,578 332 増

資本的収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的収入	310,815	1,908	312,723	
4 負担金		1,908	1,908	
1 他会計負担金		1,908	1,908	
一般会計負担金		1,908	1,908	医療機器整備等負担金 1,908 新規計上

支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	480,052	1,908	481,960	
1 建設改良費	330,803	1,908	332,711	
2 固定資産購入費	282,227	1,908	284,135	
器械備品費	256,343	1,908	258,251	高額医療機器 118,251 1,908 増

第86号議案

令和3年度箕面市競艇事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度箕面市競艇事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2）一日平均売上金額	747,619 千円	214,286 千円	961,905 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 競艇事業収益	71,156,969 千円	18,891,360 千円	90,048,329 千円
第1項 営業収益	71,117,227 千円	18,891,360 千円	90,008,587 千円
	支	出	
第1款 競艇事業費用	70,550,298 千円	18,725,135 千円	89,275,433 千円
第1項 営業費用	67,979,297 千円	16,725,135 千円	84,704,432 千円
第2項 営業外費用	1,571,000 千円	2,000,000 千円	3,571,000 千円

令和3年9月3日提出

箕面市長 上 島 一 彦

# 予算に関する説明書

令和3年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 競艇事業 収益			71,156,969	18,891,360	90,048,329	
	1 営業収益		71,117,227	18,891,360	90,008,587	
		1 開催収益	64,181,600	18,396,000	82,577,600	舟券売上金、返還金
		4 その他営業収益	1,313,021	495,360	1,808,381	端数切捨金収入、寄附金

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 競艇事業 費用			70,550,298	18,725,135	89,275,433	
	1 営業費用		67,979,297	16,725,135	84,704,432	
		1 開催費	51,838,246	14,945,400	66,783,646	舟券の払戻業務及びその他開催業務に要する費用
		2 交付金	3,142,149	888,735	4,030,884	モーターボート競走法交付金
		4 施設費	2,596,054	891,000	3,487,054	施設借上げに要する費用
	2 営業外費用		1,571,000	2,000,000	3,571,000	
		1 繰出金	1,500,000	2,000,000	3,500,000	一般会計繰出金

令和3年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	606,671	166,225	772,896
業務活動によるキャッシュ・フロー①	746,026	166,225	912,251
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 556,879	0	△ 556,879
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4 資金の増加額④=①+②+③	189,147	166,225	355,372
5 資金期首残高	6,957,484	△ 361,933	6,595,551
6 資金期末残高	7,146,631	△ 195,708	6,950,923



# 予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明
1 競艇事業収益	71,156,969	18,891,360	90,048,329	
1 営業収益	71,117,227	18,891,360	90,008,587	
1 開催収益	64,181,600	18,396,000	82,577,600	
電話投票舟券売上金	45,238,012	18,396,000	63,634,012	電話投票舟券売上金 62,264,200 18,000,000 増 電話投票舟券返還金 1,369,812 396,000 増
4 その他営業収益	1,313,021	495,360	1,808,381	
端数切捨金収入	125,600	36,000	161,600	払戻金端数切捨金収入 161,600 36,000 増
寄附金	1,129,622	459,360	1,588,982	電話投票運営協力金 1,588,982 459,360 増

支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明
1 競艇事業費用	70,550,298	18,725,135	89,275,433	
1 営業費用	67,979,297	16,725,135	84,704,432	
1 開催費	51,838,246	14,945,400	66,783,646	
使用料	1,241,611	504,900	1,746,511	中央情報処理装置使用料 1,746,511 504,900 増
負担金	1,776,536	544,500	2,321,036	全国モーターボート競走協行者協議会 1,883,493 544,500 増
払戻金	47,100,000	13,500,000	60,600,000	舟券払戻金 60,600,000 13,500,000 増
返還金	1,381,600	396,000	1,777,600	舟券返還金 1,777,600 396,000 増
2 交付金	3,142,149	888,735	4,030,884	
交付金	3,142,149	888,735	4,030,884	モーターボート競走法第25条交付金 2,605,896 670,576 増 モーターボート競走法第30条交付金 1,006,588 218,159 増
4 施設費	2,596,054	891,000	3,487,054	
賃借料	2,596,054	891,000	3,487,054	住之江競艇場賃借料 3,285,622 891,000 増
2 営業外費用	1,571,000	2,000,000	3,571,000	
1 繰出金	1,500,000	2,000,000	3,500,000	
一般会計繰出金	1,500,000	2,000,000	3,500,000	一般会計繰出金 3,500,000 2,000,000 増

第 8 7 号 議 案

箕面市副市長の選任について同意を求める件

次の者を箕面市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 3 日 提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 柿 谷 武 志

	略	歴
昭和 5 6 年	3 月	京都芸術短期大学造形芸術学科卒業
同 6 0 年	4 月	箕面市役所勤務
平成 1 0 年	4 月	箕面市都市計画部まちづくり推進課主査
同 1 3 年	4 月	箕面市都市整備部まちづくり推進課担当主査
同 1 5 年	4 月	箕面市都市整備部付け課長補佐（開発指導担当）

同 17年	4月	箕面市都市計画部開発調整課長
同 22年	4月	箕面市地域創造部次長（交通政策・北大阪鉄道延伸担当）
同 25年	2月	箕面市地域創造部鉄道延伸・交通戦略統括監
同 25年	10月	箕面市地域創造部鉄道延伸・まちづくり政策統括監
同 28年	4月	箕面市政策総括監（地域創造部担当）
同 29年	4月	箕面市政策総括監
同 29年	9月	箕面市副市長（現在に至る。）

（提案理由）

柿谷武志氏を引き続き箕面市副市長に選任するため、提案するものである。

第 8 8 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 大 砂 裕 幸

略	歴
昭和 5 6 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同 5 8 年 1 0 月	司法試験合格
同 6 1 年 4 月	司法修習終了
同 6 1 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）
平成 1 6 年 5 月	税理士登録（現在に至る。）

同	21年	4月	大阪弁護士会副会長
同	24年	4月	大阪市公正職務審査委員会委員
同	24年	5月	箕面市情報開示審査会会長（現在に至る。）
同	25年	6月	箕面市公平委員会委員（現在に至る。）
同	28年	4月	箕面市行政不服審査会会長（現在に至る。）
同	30年	4月	大阪弁護士会司法委員会委員長
同	30年	5月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
令和	2年	4月	大阪弁護士会弁護士業務改革委員会委員長（現在に至る。）
同	2年	4月	東大阪市建築審査会会長（現在に至る。）
同	2年	6月	日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会副委員長（現在に至る。）
同	3年	5月	日本弁護士連合会司法修習委員会委員長（現在に至る。）

（提案理由）

大砂裕幸氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

第 8 9 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 山 下 惠 司

略	歴
昭和 4 8 年 3 月	関西学院大学社会学部卒業
同 4 8 年 4 月	椿本興業株式会社入社
同 5 3 年 6 月	株式会社山下商事入社
平成 2 年 4 月	株式会社山下商事代表取締役（現在に至る。）
令和 元年 9 月	箕面市公平委員会委員（現在に至る。）

(提案理由)

山下恵司氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。